

# 税

## 令和5年度住民税の税制改正など

特に記載がない場合の受付時間は土・日曜日、祝日、年末年始を除く午前8時30分～午後5時です。

### ▼青梅税務署から

#### 令和4年分所得税の確定申告 税理士による無料申告相談

東京税理士会青梅支部所属の税理士が無料申告相談を行い、パソコンで申告書を作成します。オンラインまたは電話による事前の申込みが必要です。

**相談日時** 2月6日(月)～9日(木)午前9時～午後4時(1区分30分間)

**相談会場** 羽村市役所4階大会議室

※持ち物など詳しくは市公式サイトをご覧ください。



▲羽村市公式サイト

※確定申告については、広報はむら1月15日号でお知らせします。

※土地、建物、株式の譲渡所得の相談はできません。

#### 申込方法

①オンライン 1月10日(火)午前9時～2月6日(月)午後3時30分

※詳しくは「税理士による無料申告相談(青梅)ウェブサイト」をご覧ください。

②電話 1月10日(火)～2月6日(月)午前9時～午後5時(土・日曜日を除く)

に、事前申込専用番号☎ 03-6634-5310へ

※オペレーターに「青梅税務署」「羽村市役所の会場および相談日時」「相談者の氏名、電話番号」を伝えてください。

※事前申込専用番号以外では、受け付けできません。

**問合せ** 青梅税務署☎ 0428-22-3185(自動音声に従って「2」を選択)

※申告書などの提出のみの場合は、直接、青梅税務署に郵送してください。



▲税理士による無料申告相談(青梅)ウェブサイト

会場 イオンモール日の出(2階イ

日時 1月14日(土)①午前10時30分～

②午後1時30分～2時30分

③午後3時～4時

11時30分～12時30分～2時30分

13時～14時

15時～16時

17時～18時

19時～20時

21時～22時

23時～24時

25時～26時

#### 今年♪♪、確定申告はスマートe-Tax

#### スマホによる確定申告の講習会

税務署員による、スマートフォンを使つた確定申告の講習会です。マイナンバーカード未取得の方は、e-Tax(電子申告)に必要なID・パスワードの申請も受け付けます。

持ち物 スマートフォン、マイナンバーカード(未取得の方も受講可)

※ID・パスワードを取得したい場合は、運転免許証などの本人確認書類を持参してください。

問合せ 青梅税務署個人課税第1部門☎ 0428-22-3185(自動音声に従って「2」を選択)

前年の確定申告を行つても、令和4年分の用紙は原則、青梅税務署からは送付されません。e-Tax(電子申告)を利用するか、市役所または青梅税務署に申告用紙を取りに来てください。国税庁ウェブサイトからダウンロードすることもできます。

市役所での配布 1月23日(月)から1階市民ホール

問合せ 青梅税務署個人課税第1部門☎ 0428-22-3185(自動音声に従って「2」を選択)

#### 注意！確定申告用紙は、原則、送付されません

税理士資格のない者が税務相談、税務書類の作成、税務代理をすることは法律で禁じられているばかりでなく、専門的知識が欠けているなどのため依頼者(納税者)が不測の損害を被る恐れもあります。税理士は税理士証票を携帯し、税理士バッジを着用しています。

問合せ 東京税理士会☎ 03-3356-4461



▲東京税理士会ウェブサイト

#### ■個人住民税における住宅ローン控除限度額の見直し

入居日	平成21年1月 ～ 平成26年3月	平成26年4月 ～ 令和3年12月	令和4年1月 ～ 令和7年12月
控除限度額	所得税の課税標準額等の5%(限度額9万7,500円) (注1)	所得税の課税標準額等の7%(限度額13万6,500円) (注2)	所得税の課税標準額等の5%(限度額9万7,500円) (注2)

〈注1〉住宅の対価の額または費用の額に含まれる消費税等の税率が8%または10%である場合に限ります。

〈注2〉令和6年以降に建築確認を受ける新築住宅については、一定の省エネ基準を満たさない場合は、住宅ローン控除の適用を受けることができません。

住宅ローン控除の適用期間の延長と  
限度額の見直し  
住宅ローン控除の対象が、令和4年1月1日～令和7年12月31日に入居した方になりました。

成年年齢が18歳に引き下げられたことに伴い、令和5年度から、1月1日時点で18歳以上の方は、個人住民税の課税・非課税の判定においても、成年として扱われることとなりました。前年中の合計所得金額が41万5,000円を超える方は、課税される場合があります。

問合せ 課税課市民税係内162

18歳以上は成年扱いに個人住民税の非課税判定

令和4年内に家屋(全部または一部)を取り壊した場合、届け出が必要です。

登記されている家屋：東京法務局西多摩支局で家屋の滅失登記

未登記の家屋：課税課資産税係へ「家屋取壊し申告書」を提出

度以降も家屋が存在するものとして課税されることがあります。

住宅用地などの申告は1月31日(火)まで

市内に土地を所有している方で、令和4年内に次の①～④に該当する場合

に、郵送または直接、提出先へ

※期限までに回答のない場合は、継続減免となります。

※継続減免に該当しない場合は5月上旬に納税通知書を、継続減免が決定した場合は6月上旬に減免決定通知書を送付します。

提出先・問合せ 課税課市民税係内165

取壊し家屋(建物)の届け出  
令和4年内に家屋(全部または一部)を取り壊した場合、届け出が必要です。

①土地を新しく住宅用地として使用しなく土地を住宅用地として使用した。  
②住宅用地の全部または一部に事業用家屋を新(増)築した。

建替え中の住宅用地の特例(建替え特例)の申告は1月31日(火)まで

市内に土地を所有している方で、令和4年内に次の①～④に該当する場合に、郵送または直接、提出先へ

※期限までに回答のない場合は、継続減免となります。

※継続減免に該当しない場合は5月上旬に納税通知書を、継続減免が決定した場合は6月上旬に減免決定通知書を送付します。

提出先・問合せ 課税課市民税係内165

#### 軽自動車税(種別割)の継続減免回答書の提出を

令和4年度に軽自動車税(種別割)の減免を受けている車両について、対象の方に照会書を送付します。

令和5年度も減免を希望する場合は、同封の回答書に記入の上、必ず返送してください。

送付時期 1月上旬

回答方法 1月31日(火)まで(必着)

取壊し家屋(建物)の届け出  
令和4年内に家屋(全部または一部)を取り壊した場合、届け出が必要です。

①土地を新しく住宅用地として使用した。  
②土地を住宅用地として使用した。

建替え中の住宅用地の特例(建替え特例)の申告は1月31日(火)まで

市内に土地を所有している方で、令和4年内に次の①～④に該当する場合に、郵送または直接、提出先へ

※期限までに回答のない場合は、継続減免となります。

※継続減免に該当しない場合は5月上旬に納税通知書を、継続減免が決定した場合は6月上旬に減免決定通知書を送付します。

提出先・問合せ 課税課市民税係内165

#### 固定資産税(家屋)の減額措置

住宅のバリアフリー改修や耐震改修、省エネ改修など、特定の要件を満たした改修工事を行った場合、固定資産税の減額措置を受けられます。工事受けることができます。該当する場合は、申告してください。

在しない場合、住宅の新築工事に着手しているなどは、住宅用地の特例を受けることができます。該当する場合は、申告してください。

固定資産税(家屋)の減額措置  
住宅のバリアフリー改修や耐震改修、省エネ改修など、特定の要件を満たした改修工事を行った場合、固定資産税の減額措置を受けられます。工事受けることができます。該当する場合は、申告してください。

※詳しいは問い合わせてください。

申告先・問合せ 課税課資産税係内158

は「固定資産税住宅用地等申告書」を提出してください。

①土地を新しく住宅用地として使用した。

②土地を住宅用地として使用した。

地や建設中の土地は、一定の要件を満たす場合(建替えのため住宅を取り壊し、賦課期日(1月1日)に住宅が存続しない場合、住宅の新築工事に着手しているなど)は、住宅用地の特例を受けることができます。該当する場合は、申告してください。

※詳しいは問い合わせてください。

在しない場合、住宅の新築工事に着手しているなどは、住宅用地の特例を受けることができます。該当する場合は、申告してください。

※詳しいは問い合わせてください。

申告先・問合せ 課税課資産税係内158